

平成二十年十二月二十四日受領  
答弁第三四二二号

内閣衆質一七〇第三四二号

平成二十年十二月二十四日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出セクハラ等で処分を受けた外務省職員に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出セクハラ等で処分を受けた外務省職員に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

外務省は、御指摘の三名に対して同省の内規に基づき嚴重注意処分を行った。処分を行った当時、これらの者のうち二名は在外公館の参事官、他の一名は外務本省の課長補佐であった。

三について

御質問の点について一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、外務省としては、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のため、引き続き必要な措置を講じてまいりたい。

四及び五について

外務省において把握している範囲では、痴漢行為を行った二名は、御指摘の時点において外務本省の課長補佐及び外務本省の事務官であり、窃盗行為を行った一名は、御指摘の時点において外務本省の課長補佐であった。

六について

御指摘の三名のうち二名は国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十二条に基づく減給処分

を受けており、他の一名は、同法第七十六条の規定に該当して失職した。